FP	１級	応用

2023年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

１級 学科試験
＜応用編＞

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 150分			

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。
９．各問の問題番号は、「基礎編」（50問）からの通し番号になっています。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP1級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（55歳）との２人暮らしである。X社は、満60歳の定年制（60歳到達月の末日が退職日）を採用し、再雇用制度が設けられているが、Aさんは、定年退職して時間にゆとりを持てる会社に再就職するか、完全に引退することを考えている。

Aさんは、定年退職後の過ごし方を検討するために、雇用保険からの保険給付や公的年金制度からの老齢給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族に関する資料〉

(1) Aさん（本人）

- 1963年11月25日生まれ
- 公的年金の加入歴
  1983年11月から1986年３月までの大学生であった期間（29月）は国民年金に任意加入し、保険料を納付している（付加保険料は納付していない）。
  1986年４月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- 1986年４月から現在に至るまで雇用保険の一般被保険者である。

(2) Bさん（妻）

- 1967年８月16日生まれ
- 公的年金の加入歴
  1987年８月から1990年３月までの大学生であった期間（32月）は国民年金に任意加入していない。
  1990年４月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- 1990年４月から現在に至るまで雇用保険の一般被保険者である。

※ 妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんと妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の基本手当と高年齢再就職給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

「AさんがX社を定年退職して再就職を希望する場合、公共職業安定所で求職の申込みを行って失業の認定を受けると、失業している日について基本手当を受給することができます。Aさんが基本手当を受給することができる日数（所定給付日数）は（　①　）日となり、その支給期間は、原則として離職日の翌日から１年間となります。

また、Aさんが定年退職後、安定した職業に就いて雇用保険の一般被保険者となり、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が一定以上あり、再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が、基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額（以下、「基本手当日額算定時の賃金月額」という）の75％未満であるなどの要件を満たした場合、高年齢再就職給付金を受給することができます。

高年齢再就職給付金の支給期間は、Aさんの場合、（　②　）年となります。支給額は、原則として、再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が基本手当日額算定時の賃金月額の61％未満の場合、支給対象月の賃金額の（　③　）％相当額です。

高年齢再就職給付金の支給申請は、再就職後の支給対象月の初日から（　④　）カ月以内に行う必要があります」

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問52》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の再就職手当と就業促進定着手当について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Aさんが、定年退職後、（　①　）年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就き、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の３分の１以上あるなどの要件を満たした場合、再就職手当を受給することができます。ただし、同一の就職につき、再就職手当と高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合、どちらか一方を受給すると、もう一方については受給できなくなりますので、慎重に選択する必要があります。

再就職手当の支給額は、『基本手当日額×支給残日数×給付率』の式で算出されます。給付率は、再就職日前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の３分の２以上ある場合は（　②　）％となり、３分の１以上３分の２未満である場合は□□□％となります。

再就職手当の支給申請は、再就職した日の翌日から（　③　）カ月以内に行う必要があります。

また、再就職手当の支給に係る同一の事業主の事業所において、（　④　）カ月以上雇用され、再就職した日から（　④　）カ月間に支払われた賃金の１日分に相当する金額（以下、「みなし賃金日額」という）が、再就職手当の支給に係る離職前の賃金日額を下回ったときは、就業促進定着手当を受給することができます。

就業促進定着手当の支給額は、『（離職前の賃金日額－みなし賃金日額）×再就職後（　④　）カ月間における賃金の支払の基礎となった日数』の式で算出されますが、『基本手当日額×再就職日前日における支給残日数×（　⑤　）％（再就職手当の給付率が（　②　）％の場合は□□□％）』の式で算出された金額が限度となります。

就業促進定着手当の支給申請は、再就職した日から（　④　）カ月目に当たる日の翌日から（　⑥　）カ月以内に行う必要があります」

《問53》 Aさんが、X社を定年退職し、再就職せずに2023年12月に公的年金の老齢給付の繰上げ支給を請求した場合、繰上げ請求時におけるAさんの老齢給付について、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。
なお、計算にあたっては、下記の〈条件〉に基づき、年金額は、2022年度価額（※参考：老齢基礎年金の満額：777,800円、子の加算：２人目まで223,800円、３人目以降74,600円）**に基づいて計算するものとする。**

① 繰上げ支給の老齢基礎年金の年金額はいくらか。
② 繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）はいくらか。

〈条件〉
(1) 厚生年金保険の被保険者期間
- 総報酬制導入前の被保険者期間：204月
- 総報酬制導入後の被保険者期間：248月

(2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額（2023年12月時点、2022年度再評価率による額）
- 総報酬制導入前の平均標準報酬月額：36万円
- 総報酬制導入後の平均標準報酬額：58万円

(3) 報酬比例部分の給付乗率
- 総報酬制導入前の乗率：1,000分の7.125
- 総報酬制導入後の乗率：1,000分の5.481

(4) 経過的加算額

$$1,621\text{円}\times\begin{array}{c}\text{被保険者期間}\\\text{の月数}\end{array}-\square\square\square\text{円}\times\frac{\begin{array}{c}\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の}\\\text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}\end{array}}{480}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

(5) 加給年金額
388,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（40歳）は、上場株式への投資を始めるにあたって、株価チャートの見方や株価の価格水準の考え方等を理解したいと考えている。具体的には、X社の株式に興味を持っており、下記の〈X社の財務データ等〉や〈X社の株価の推移〉を参考にして投資判断をしたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈2023年３月期のX社の財務データ等〉（単位：百万円）

資産の部合計		1,956,000
負債の部合計		1,487,000
純資産の部合計		469,000
内訳	株主資本合計	445,000
	その他の包括利益累計額合計	9,000
	新株予約権	1,000
	非支配株主持分	14,000
売上高		2,425,000
売上総利益		421,000
営業利益		83,000
営業外収益		22,000
営業外費用		42,000
経常利益		63,000
親会社株主に帰属する当期純利益		54,000
配当金総額		18,000
発行済株式総数		600百万株

〈X社の株価の推移〉（単位：円）

	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
始値	850	880	860	809	814	800	814
高値	867	882	886	844	822	806	817
安値	848	856	856	806	804	791	792
終値	864	863	885	843	817	792	800

〈日本国債の利回り〉（単位：％）

期間	３年	５年	10年
利回り	0.05	0.25	0.50

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問54》 Mさんは、Aさんに対して、株価チャートについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。
なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈ローソク足〉

「ローソク足は、一定の取引期間中の株価の値動き（始値、高値、安値、終値）をローソクの形で表現したものです。１日の株価の値動きを１本のローソク足で表したものを日足（ひあし）といい、１週間または１カ月で表したものを、それぞれ週足（しゅうあし）、月足（つきあし）といいます。

ローソク足は、始値よりも終値のほうが高い場合を陽線と呼び、始値よりも終値のほうが低い場合を陰線と呼びます。一定の取引期間中に株価が大きく動けば長いローソク足、小さく動けば短いローソク足が形成されます。

始値と終値で囲まれた長方形から上に伸びた線のことを（　①　）と呼び、下に伸びた線のことを□□□と呼びます。（　①　）は、上値で売り圧力が強まった際に現れ、陰線では高値から（　②　）値まで、陽線では高値から□□□までの差が線で示されます」

II. 〈移動平均線〉

「株価チャートにおける移動平均線は、一定期間の株価の平均を算出し、それを結んでグラフ化したもので、n日単純移動平均線は通常、n日分の株価の（　③　）値の単純平均を用います。X社の株価の場合、６日目の売買立会終了時の５日単純移動平均による株価は（　④　）円となります。

移動平均線は、株価の値動きを平滑化するので、値動きの方向性がわかりやすくなります。短期の移動平均線は、直近の値動きが反映されやすく、値動きの方向性の初動を探る場面で有用です。長期の移動平均線は、株価の値動きに対してゆっくりと反応していきます。値動きの方向性がしっかりと出てから反応するため、短期的な値動きに振り回されることが少なくなるといったメリットがあります」

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問55》《設例》の〈X社の財務データ等〉に基づいて、MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、（予想）配当金額は、実績値と同額と仮定するものとする。

I.「『配当割引モデル』とは、株式の内在価値は、将来受け取る配当額の現在価値の総和として計算されるという考え方で、毎年一定の配当額が支払われるという仮定をもとにした定額配当モデルや、毎年一定の割合で配当額が成長するという仮定をもとにした定率成長モデル等があります。

定額配当モデルでは、株式の１株当たりの内在価値は、１株当たり（予想）配当金額を期待（　①　）率で除して算出することができます。例えば、X社株式に対する期待（　①　）率が3.00％であり、今後、一定の金額の配当が支払われ続けるとすると、2023年３月期におけるX社株式の１株当たりの内在価値は、（　②　）円と計算されます。

また、定率成長モデルでは、定額配当モデルの算式を基に、期待成長率を加味して株式の内在価値を算出します。例えば、X社株式に対する期待（　①　）率が3.00％、期待成長率が1.50％であるとすると、2023年３月期におけるX社株式の１株当たりの内在価値は、（　③　）円と計算されます」

II.「株価収益率は、株価が割安か割高かを判断するための指標ですが、よく似た指標に、（　④　）があります。（　④　）は、通常、当期純利益に減価償却費を加えたものをキャッシュフローとして、株価を１株当たりキャッシュフローで除したものです。減価償却方法の異なる企業の比較が可能になるため、企業の国際比較を行う際によく用いられます」

《問56》《設例》の〈X社の財務データ等〉〈日本国債の利回り〉に基づいて、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。なお、イールド・スプレッドの計算は、日本国債の利回りから株式益回りを控除することとし、X社の株価は800円とする。

① X社のサスティナブル成長率はいくらか。
② X社株式と日本国債のイールド・スプレッドはいくらか。

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設　例》

サービス業を営むX株式会社（資本金10,000千円、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「X社」という）の2023年３月期（2022年４月1日～2023年３月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。

〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉

1. 役員給与に関する事項
当期において役員の所有する土地・建物を37,000千円で取得し、X社の所有する車両を1,000千円で同じ役員に譲渡した。この土地・建物の時価は25,000千円、車両の時価は3,000千円である。なお、X社は所轄税務署長に対して事前確定届出給与に関する届出書は提出していない。

2. 交際費等に関する事項
当期における交際費等の金額は17,750千円で、全額を損金経理により支出している。このうち、参加者１人当たり５千円以下の飲食費が150千円含まれており、その飲食費を除いた接待飲食費が16,200千円含まれている（いずれも得意先との会食によるもので、専ら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）。その他のものは、すべて税法上の交際費等に該当する。

3. 退職給付引当金に関する事項
当期において従業員の退職金制度の一部として外部の企業年金基金に掛金として2,900千円を支払い、その際に退職給付引当金を同額取り崩している。また、決算時に退職給付費用5,000千円を損金経理するとともに、同額を退職給付引当金として負債に計上している。さらに、従業員の退職金の支払の際に退職給付引当金を3,000千円取り崩し、X社から同額を現金で支払っている。

4. 税額控除に関する事項
当期における「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除」に係る税額控除額が500千円ある。

5. 「法人税、住民税及び事業税」等に関する事項
(1) 損益計算書に表示されている「法人税、住民税及び事業税」は、預金の利子について源泉徴収された所得税額50千円・復興特別所得税額1,050円および当期確定申告分の見積納税額9,000千円の合計額9,051,050円である。なお、貸借対照表に表示されている「未払法人税等」の金額は9,000千円である。
(2) 当期中に「未払法人税等」を取り崩して納付した前期確定申告分の事業税（特別法人事業税を含む）は1,270千円である。
(3) 源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額は、当期の法人税額から控除することを選択する。
(4) 中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問57》 《設例》のX社の当期の〈資料〉と下記の〈条件〉に基づき、同社に係る〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉の空欄①～⑦に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、別表中の「＊＊＊」は、問題の性質上、伏せてある。

〈条件〉

- 設例に示されている数値等以外の事項については考慮しないものとする。
- 所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉　（単位：円）

区　　分		総　額
当期利益の額		5,618,950
加算	損金経理をした納税充当金	（　①　）
	役員給与の損金不算入額	（　②　）
	交際費等の損金不算入額	（　③　）
	退職給付費用の損金不算入額	（　④　）
	小　計	＊＊＊
減算	納税充当金から支出した事業税等の金額	1,270,000
	退職給付引当金の当期認容額	（　⑤　）
	小　計	＊＊＊
仮　計		＊＊＊
法人税額から控除される所得税額（注）		（　⑥　）
合　計		＊＊＊
欠損金又は災害損失金等の当期控除額		0
所得金額又は欠損金額		（　⑦　）

（注）法人税額から控除される復興特別所得税額を含む。

《問58》 前問《問57》を踏まえ、X社が当期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。

〈資料〉普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金100,000千円超の法人および一定の法人	所得金額	23.2%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額からなる部分の金額	15%
	年8,000千円超の所得金額からなる部分の金額	23.2%

《問59》 法人税の申告に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「法人税の申告には中間申告と確定申告があります。事業年度が（　①　）カ月を超える普通法人は、所轄税務署長に対し、原則として、事業年度開始の日以後□□□カ月を経過した日から２カ月以内に中間申告書を提出し、事業年度終了の日の翌日から２カ月以内に確定申告書を提出しなければなりません。

中間申告には、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除した値に□□□を乗じて算出した金額を税額として申告する予定申告と、当該事業年度開始の日以後□□□カ月の期間を一事業年度とみなして仮決算を行い、それに基づいて申告する方法があります。ただし、原則として、仮決算による中間申告税額が予定申告税額を超える場合や、前年度実績による予定申告税額が（　②　）万円以下である場合には、仮決算による中間申告をすることはできません。

なお、納付すべき法人税額がない場合であっても、確定申告書の提出は必要です。

また、事業年度開始時における資本金の額等が（　③　）億円を超える内国法人は、原則として、中間申告書および確定申告書をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で提出しなければなりません。

確定申告書を法定申告期限までに提出せず、期限後申告や税務調査後に決定があった場合は、原則として、納付すべき税額の（　④　）％（50万円を超え300万円以下の部分は□□□％、300万円を超える部分は□□□％）の無申告加算税が課されます。ただし、法定申告期限から１カ月を経過する日までに確定申告書が提出され、かつ、納付税額の全額が法定申告期限から１カ月以内に納付されているなど、期限内申告をする意思があったと認められる場合は、無申告加算税は課されません。また、（　⑤　）事業年度連続して提出期限内に確定申告書の提出がない場合は、青色申告の承認の取消しの対象となります。

既に行った申告について、納付税額が少なかったり、欠損金が過大であったりした場合は、税務署長による（　⑥　）を受けるまでは、□□□をすることができます。また、納付税額が多かったり、還付税額が少なかったりした場合、所定の要件を満たせば、（　⑥　）の請求をすることができます」

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設　例》

甲土地の借地権者であるAさんは、甲土地上にある自宅で妻と２人で暮らしている。Aさんは、自宅が老朽化してきたため、建替えを検討していたところ、先日、甲土地の貸主（地主）であるBさんから、甲土地を乙土地と丙土地に分割して、乙土地部分をAさんが取得し、丙土地部分をBさんが取得するように借地権と所有権（底地）を交換したいとの提案を受けた。提案を受け、Aさんは借地権と所有権（底地）を交換した場合における新しい自宅の建替えを検討することにした。

甲土地および交換後の乙土地、丙土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉

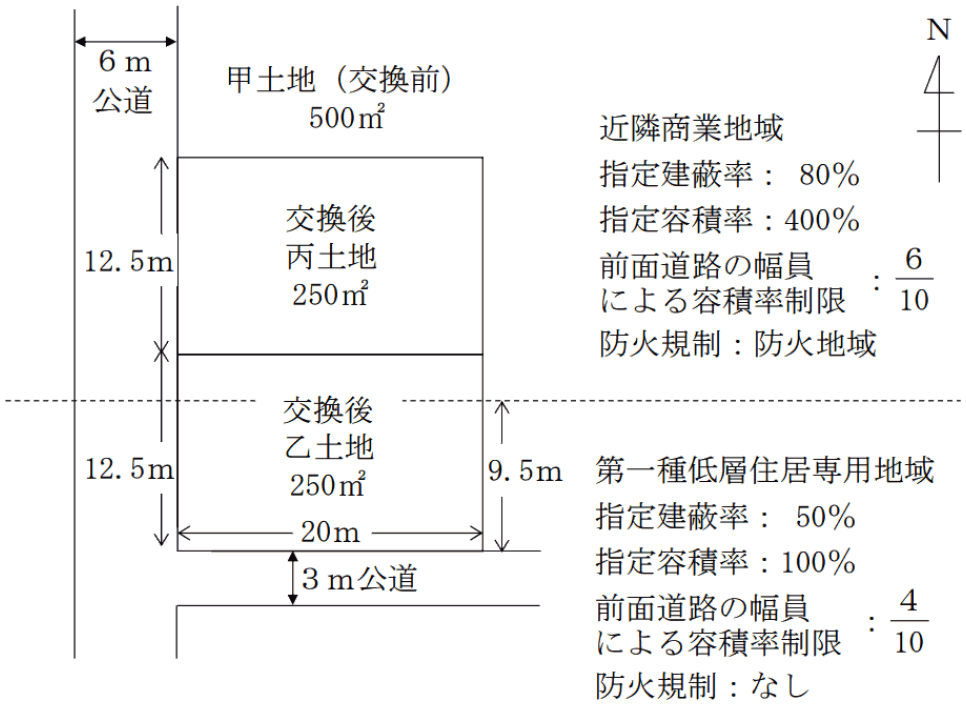

- 甲土地は500㎡の長方形の土地であり、交換後の乙土地および丙土地はいずれも250㎡の長方形の土地である。
- 交換後の乙土地のうち、近隣商業地域に属する部分は60㎡、第一種低層住居専用地域に属する部分は190㎡である。
- 幅員３ｍの公道は、建築基準法第42条第２項により特定行政庁の指定を受けた道路である。３ｍ公道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、３ｍ公道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- 交換後の乙土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地ではない。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》 Aさんが、下記の〈条件〉で借地権と所有権（底地）を交換し、「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」の適用を受けた場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

① 課税長期譲渡所得金額はいくらか。
② 課税長期譲渡所得金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈条件〉

〈交換譲渡資産〉
交換譲渡資産　　：借地権（旧借地法による借地権）
　　※2009年10月に相続（単純承認）により取得
交換譲渡資産の取得費　：不明
交換譲渡資産の時価　　：3,000万円（交換時）
交換費用（仲介手数料等）：100万円（譲渡と取得の費用区分は不明）

〈交換取得資産〉
交換取得資産　　：所有権（底地）
交換取得資産の時価：2,700万円（交換時）

〈交換差金〉
AさんがBさんから受領した交換差金：300万円

《問61》 交換後の乙土地に耐火建築物を建築する場合、次の①および②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

① 建蔽率の上限となる建築面積はいくらか。
② 容積率の上限となる延べ面積はいくらか。

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問62》 建築基準法等における建築物の高さおよび外壁の後退距離等に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

I. 〈建物の高さ制限〉

「都市計画区域と準都市計画区域内において、用途地域等に応じて、建築物の高さの制限が定められています。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または（　①　）地域内における建築物の高さは、原則として、10mまたは12mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならないとされています。

また、第一種低層住居専用地域内にある建築物に適用される高さの制限には、道路斜線制限と（　②　）斜線制限があります。

ほかにも、日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）の対象区域である第一種低層住居専用地域では、原則として、軒高が（　③　）m超または地階を除く階数が3以上の建築物は、一部地域を除き、冬至日の午前（　④　）時から午後4時までの間において、一定範囲に一定時間以上日影となる部分を生じさせることのないものにする必要があります」

II. 〈外壁の後退距離等〉

「民法では、建物を築造する場合、境界線から（　⑤　）cm以上の距離を保たなければならないとされ、この規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従うとされています。建築基準法において都市計画で建築物の外壁と敷地境界線までの距離の限度を定める場合は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または（　①　）地域では、原則として、その限度は、1.5mまたは（　⑥　）m以上とされています。

なお、壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、（　⑦　）性能に関して一定の技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものを（　⑦　）構造といいますが、防火地域または準防火地域内にある建築物で、外壁が（　⑦　）構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができます。

また、地区計画や建築協定、風致地区などによって建物の位置関係について定められている場合もあるので確認が必要です」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（71歳）は、一昨年ごろから自身の健康面に不安を感じることが多くなり、自身の相続が発生したときのことを考えるようになった。

そこで、Aさんは、いくつかの相続セミナーに参加してみたところ、これまで子どもたちの仲は良好であるため遺産分割でもめることはないと漠然と思っていたが、多くのトラブル事例を聞き、不安を感じるようになった。このため、自身の相続財産がどれくらいの金額になるのかを把握したうえで、遺言書を作成しておきたいと考えている。

また、Aさんは、相続対策の一環として、2022年10月に長男Cさん（42歳）に暦年贈与により560万円を贈与しているが、さらに、二男Dさん（38歳）に贈与税の非課税措置を利用して住宅取得資金の援助を行うことも考えている。

Aさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんに関する資料〉

(1) Aさんの親族関係図

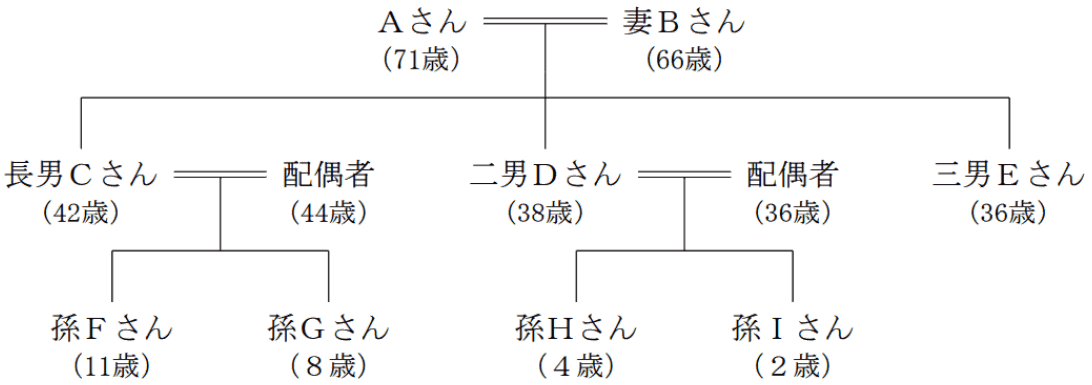

(2) Aさんが所有する自宅敷地、貸家建付地の概要

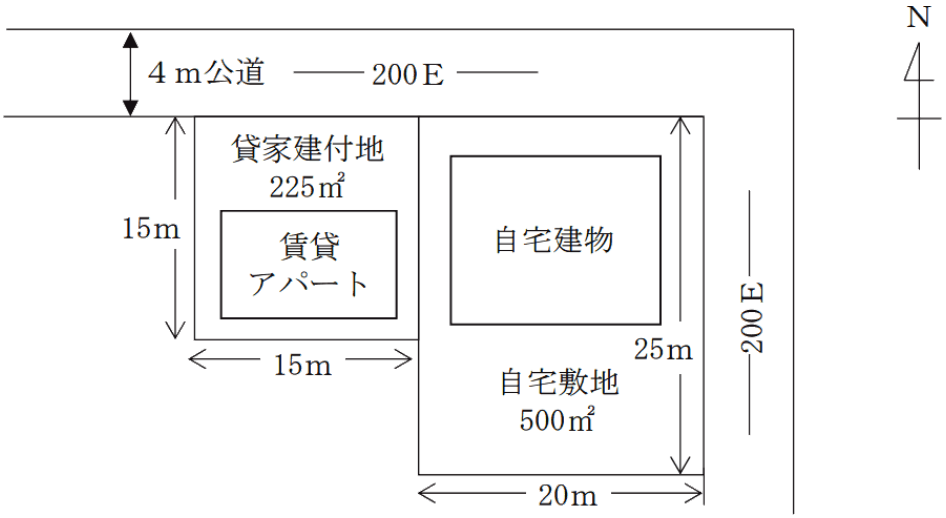

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

(3) Aさんが所有する財産（相続税評価額）

現預金　　：１億4,500万円
上場株式　　：１億3,000万円
自宅建物　　：2,500万円
自宅敷地　　：□□□万円
賃貸アパート：2,000万円
貸家建付地　：□□□万円

(4) Aさんが加入している生命保険の契約内容

保険の種類　　：終身保険
契約年月　　：1995年４月
契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
死亡保険金受取人　　：妻Bさん
死亡保険金額　　：5,000万円

※ 長男Cさんは、Aさんからの贈与について、贈与税を納付しており、贈与税の非課税措置の適用を受けていない。
※ 自宅敷地は500㎡の長方形の土地であり、貸家建付地は225㎡の正方形の土地である。
※ 自宅敷地および貸家建付地は、市街化区域内の普通住宅地区に所在し、地積規模の大きな宅地に該当しない。
※ 賃貸アパートの借家権割合は30％、賃貸割合は100％とする。
※ 問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》 《設例》のAさんが所有する自宅敷地、貸家建付地の概要に基づき、次の①および②について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前の相続税評価額をそれぞれ求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。

① 貸家建付地
② 自宅敷地

〈資料〉奥行価格補正率表（一部抜粋）

地区区分 奥行距離(m)	普通住宅地区
10以上　12未満	1.00
12 〃　14 〃	
14 〃　16 〃	
16 〃　20 〃	
20 〃　24 〃	
24 〃　28 〃	0.97

〈資料〉側方路線影響加算率表（一部抜粋）

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
普通住宅地区	0.03	0.02

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問64》 仮にAさんが現時点（2023年５月28日）で死亡し、長男Cさんに係る相続税の課税価格が１億1,070万円である場合、《設例》の〈Aさんに関する資料〉に基づき、次の①～③に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は万円単位とすること。
なお、《問63》の答にかかわらず、自宅敷地の相続税評価額は１億円、貸家建付地の相続税評価額は4,000万円（いずれも「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前の金額）とすること。また、自宅建物およびその敷地を妻Bさんが相続して、自宅敷地について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けるものとする。

① 課税価格の合計額はいくらか。
② 相続税の総額はいくらか。
③ 長男Cさんの納付すべき相続税額はいくらか。

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

〈資料〉贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超		万円以下				
	～	200	10%	—	10%	—
200	～	300	15%	10万円	15%	10万円
300	～	400	15%	10万円	20%	25万円
400	～	600	20%	30万円	30%	65万円

《問65》 遺言および贈与税の非課税措置に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈遺言〉

「民法に定める自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言のうち、公正証書遺言は、証人（　①　）人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します。自筆証書遺言は、遺言者が、原則としてその全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成します。自筆証書遺言には、自筆証書遺言書保管制度があり、同制度により（　②　）に保管された自筆証書遺言については、遺言者の相続開始時に（　③　）における検認の手続が不要になります。

公正証書遺言では、遺言書の作成時に、正本１通と謄本１通の交付を受けるのが通常であり、これを利用して遺言執行を行うので、遺言者の死後に、改めて遺言書の謄本を請求する必要はありません。一方、自筆証書遺言書保管制度では、（　②　）で保管された自筆証書遺言について、写しは手元に残りません。遺言者の相続開始後に、相続人等が、一定の書類を添付して（　④　）証明書の交付請求をし、交付を受けた（　④　）証明書を用いて遺言執行を行います」

II. 〈直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税〉

「贈与により取得した住宅取得等資金について、取得する住宅用家屋の構造に応じて贈与税が非課税となります。この特例による非課税限度額は、2023年５月に住宅用家屋を新築した場合、受贈者ごとに、住宅取得等資金を充てて新築した住宅用家屋が一定の省エネ等住宅であるときは（　⑤　）万円、省エネ等住宅以外であるときは□□□万円となります。

この特例の適用を受けるためには、受贈者は、贈与を受けた年の１月1日において18歳以上であり、贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下でなければなりません。また、受贈者が取得する住宅用家屋は、受贈者の居住の用に供する家屋で、床面積は（　⑥　）㎡以下等の要件を満たさなければなりません」

〈© FP1級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問51	① 150(日)　② 1(年)　③ 15(%)　④ 4(カ月)
問52	① 1(年)　② 70(%)　③ 1(カ月)　④ 6(カ月)　⑤ 40(%)　⑥ 2(カ月)
問53	① 594,239(円)　② 1,003,538(円)
第2問	
問54	① 上ヒゲ　② 始(値)　③ 終(値)　④ 840(円)
問55	① 利子(率)　② 1,000(円)　③ 2,000(円)　④ 株価キャッシュフロー倍率
問56	① 7.93(%)　② －10.75(%)
第3問	
問57	① 9,000,000(円)　② 14,000,000(円)　③ 9,500,000(円)　④ 5,000,000(円) ⑤ 5,900,000(円)　⑥ 51,050(円)　⑦ 36,000,000(円)
問58	7,144,900(円)
問59	① 6(カ月)　② 10(万円)　③ 1(億円)　④ 15(%)　⑤ 2(事業年度)　⑥ 更正
第4問	
問60	① 2,800,000(円)　② 568,800(円)
問61	① 168(㎡)　② 396(㎡)
問62	① 田園住居(地域)　② 北側(斜線制限)　③ 7(m)　④ 8(時)　⑤ 50(cm)　⑥ 1(m) ⑦ 耐火(性能/構造)
第5問	
問63	① 3,825(万円)　② 10,194(万円)
問64	① 44,280(万円)　② 9,808(万円)　③ 2,392(万円)
問65	① 2(人)　② 法務局　③ 家庭裁判所　④ 遺言書情報(証明書)　⑤ 1,000(万円) ⑥ 240(㎡)